

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月12日
【四半期会計期間】	第53期第1四半期（自平成25年3月1日至平成25年5月31日）
【会社名】	株式会社アークス
【英訳名】	ARCS COMPANY,LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横山 清
【本店の所在の場所】	札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号
【電話番号】	011(530)1000（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 管理部門・コーポレート部門管掌 古川 公一
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号
【電話番号】	011(530)1000（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 管理部門・コーポレート部門管掌 古川 公一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第52期 第1四半期連結 累計期間	第53期 第1四半期連結 累計期間	第52期
会計期間	自平成24年3月1日 至平成24年5月31日	自平成25年3月1日 至平成25年5月31日	自平成24年3月1日 至平成25年2月28日
売上高(百万円)	103,180	111,509	433,992
経常利益(百万円)	3,642	3,310	14,513
四半期(当期)純利益(百万円)	1,866	1,674	8,253
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	1,768	1,747	8,437
純資産額(百万円)	94,103	106,369	105,779
総資産額(百万円)	157,244	177,773	174,443
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	36.06	30.44	154.60
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	59.8	59.8	60.6
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	5,763	7,036	11,302
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	386	1,128	1,694
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,313	1,348	6,715
現金及び現金同等物の四半期末(期末) 残高(百万円)	19,160	23,548	18,989

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は、次のとおりであります。

見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクの項目番号に対応しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

#### (7) 公正取引委員会の立入検査について

当社の連結子会社である㈱ラルズは、公正取引委員会より、平成25年7月3日付で、独占禁止法第2条第9項第5号（優越的地位の濫用）等に該当する行為を行っていたとして、排除措置命令及び12億87百万円の課徴金納付命令を受けました。

なお、排除措置命令及び課徴金納付命令については、内容の詳細を精査・確認した上で、当社としての対応を慎重に検討しており、今後当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日）におけるわが国経済は、大規模な金融緩和政策や経済政策を背景にした、円安・株高が進行し、国内景気は緩やかに回復傾向にあるという見方があるものの、欧州金融不安の長期化や新興国の経済成長の鈍化など、依然として、先行き不透明な状況が続いてまいりました。

当社グループの主力事業である食品小売業界におきましても、引き続き不安定な雇用環境や消費税率の引き上げに対する懸念などから、消費者の生活防衛意識や節約志向が一段と強まっております。また、競合各社による価格競争や異業種間の競争もますます激化しており、経営環境は引き続き厳しい状況で推移してまいりました。

このような状況のなか、当社グループは、今後の経営環境の変化に対応すべく「創発的破壊で成長を加速し 地域密着を基に最強の連峰経営を築く」を年度方針として掲げておりますが、市場シェアの更なる拡大と企業価値の向上を目指し、平成25年5月、親会社としての当社の組織変更を実施いたしました。営業部門では、当社グループのスケールメリットを生かした商品調達と情報収集を行うため、従来の3グループ制から、当社グループとしての商品開発及び商品情報の収集を担う「商品調達グループ」、当社グループ各社の包装資材、備品等の調達を担う「資材調達グループ」、物流戦略の企画・立案を担う「ロジスティクスグループ」、グループ横断の営業企画を担う「営業企画グループ」、業務管理、営業管理面における公正取引の推進を担う「営業推進グループ」の5グループ制へ組織的な拡充を図りました。また、当社グループのガバナンス強化のため、総務グループ内の「法務担当」を「コンプライアンスグループ」と統合して「法務コンプライアンスグループ」を新設し、グループ内の法務管理及びコンプライアンス体制の一層の強化を図りました。更に、当社グループのシナジーを創出するため、グループ内の委員会及びプロジェクトの見直しを進めてまいりました。

営業面におきましては、多様化するお客様ニーズと競争環境に対応するため、平成25年4月に「ビッグハウス星置店」（運営会社㈱ラルズ）を「スーパーアークス星置店」として業態変更し、幅広い世帯を意識した品揃え、出来立て・簡便商品の充実を図りました。また、地域のお客様の利便性向上のため、同店に隣接して北海道内で3店舗目となります「カインズFC星置店」（運営会社㈱エルディ）を開店いたしました。

更に、同年4月には、「ジョイス盛岡西パイパス店」（運営会社㈱ジョイス）を開店した他、改装2店舗、閉鎖1店舗を実施した結果、当第1四半期連結会計期間末の当社グループの総店舗数は291店舗となりました。

また、平成24年11月にリニューアルしたアークスRARAカードの利便性と機能拡充のPRに努め、当第1四半期連結会計期間末の会員数は前年同期比7万人増の175万人となりました。今後は、東北地区への導入に向け、準備を進めてまいります。

以上の取り組みに加え、平成24年9月1日に子会社となった㈱ジョイスの業績貢献などもあり、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高1,115億9百万円（対前年同期比8.1%増）となりましたが、店舗競争力強化のための投資を進めた結果、営業利益29億93百万円（対前年同期比12.2%減）、経常利益33億10百万円（対前年同期比9.1%減）、四半期純利益16億74百万円（対前年同期比10.3%減）となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末と比較して45億59百万円増加し235億48百万円（対前年同期末比では43億88百万円の増加）となりました。当第1四半期連結累計期間における連結キャッシュ・フローの各々の状況とそれらの主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益32億79百万円、減価償却費12億26百万円、及び仕入債務の増加額30億53百万円などにより、70億36百万円の収入（対前年同期比では12億73百万円の収入増加）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、新規出店や店舗改装等に伴う有形固定資産の取得による支出9億10百万円、預り保証金の返還による支出4億84百万円、及び差入保証金の回収による収入3億19百万円などにより、11億28百万円の支出（対前年同期比では7億42百万円の支出の増加）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の純増加額70百万円、長期借入れによる収入4億円、長期借入金の返済による支出6億32百万円、及び配当金の支払額11億12百万円などにより、13億48百万円の支出（対前年同期比では9億65百万円の支出の減少）となりました。

（3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株式に対する大規模な買付等及びこれに類似する行為があった場合においても、これを一概に否定するものではなく、大規模な買付行為や買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から判断して企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、並びに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係等を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模な買付等またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付等を意図する者が現れた場合は、当該買付者に買付の条件並びに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

不適切な支配の防止のための取組み

当社は、平成20年3月17日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入した後、平成20年5月29日開催の第47期定時株主総会において継続のご承認を得、その後、平成23年5月24日開催の第50期定時株主総会において、当該対応策の一部を変更（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）したうえで継続することについてご承認を得ております。

a. 当社株式の大規模買付行為等

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

b. 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間をあわせて期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

c. 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講ずることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報のごく一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応ずるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、対抗措置の発動を決定することができるものとします。

d. 対抗措置の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

当社取締役会は、対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様の本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間として最長60日間の株主検討期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

e. 本プランの有効期間等

本プランは、株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期限は平成26年5月31日までに開催予定の当社第53期定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本プランは、株主総会において継続が承認され発効した後であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

本プランの合理性について

本プランは、買収防衛策に関する指針の要件を充足していること、株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、株主意思を反映するものであること、独立性の高い社外者の判断を重視するものであること、デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと等、株式会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

なお、当社では取締役解任決議要件につきまして、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年5月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年7月12日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	55,591,438	55,591,438	東京証券取引所市場第一部 札幌証券取引所	単元株式数 100株
計	55,591,438	55,591,438	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成25年3月1日～ 平成25年5月31日	-	55,591,438	-	20,000	-	30,386

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 563,300 (相互保有株式) 普通株式 3,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 54,798,900	547,989	-
単元未満株式	普通株式 225,438	-	-
発行済株式総数	55,591,438	-	-
総株主の議決権	-	547,989	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義のうち名義書換失念株式5,900株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式における名義書換失念株式に係る議決権の数59個が含まれております。
2. 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年2月28日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成25年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) (株)アークス	札幌市中央区南十三条 西十一丁目2-32	563,300	-	563,300	1.01
(相互保有株式) (株)北海道シジシー	札幌市豊平区平岸三条 七丁目9-6	3,800	-	3,800	0.01
計	-	567,100	-	567,100	1.02

2【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年5月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	21,261	25,740
受取手形及び売掛金	1,922	2,339
たな卸資産	12,390	12,445
未収入金	4,143	2,751
繰延税金資産	1,597	1,590
その他	1,459	1,645
貸倒引当金	8	8
流動資産合計	42,766	46,503
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物(純額)	40,277	39,866
土地	60,614	60,719
リース資産(純額)	1,583	1,890
その他(純額)	3,284	3,163
有形固定資産合計	105,759	105,639
<b>無形固定資産</b>		
のれん	904	757
ソフトウェア	808	847
その他	341	332
無形固定資産合計	2,054	1,936
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	2,787	2,892
敷金及び保証金	15,380	15,157
繰延税金資産	4,159	4,119
その他	1,907	1,894
貸倒引当金	371	371
投資その他の資産合計	23,862	23,693
<b>固定資産合計</b>	131,677	131,270
<b>資産合計</b>	174,443	177,773

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年5月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	23,790	26,844
短期借入金	10,261	10,064
リース債務	333	352
未払金	4,933	4,412
未払費用	2,278	2,604
未払法人税等	3,500	1,683
未払消費税等	619	801
賞与引当金	1,990	3,209
ポイント引当金	515	431
その他	1,630	2,281
流動負債合計	49,853	52,684
固定負債		
長期借入金	4,204	4,240
リース債務	1,382	1,710
退職給付引当金	3,217	3,218
長期預り保証金	6,431	6,032
資産除去債務	2,161	2,199
その他	1,412	1,318
固定負債合計	18,810	18,719
負債合計	68,664	71,404
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	20,000
資本剰余金	20,683	20,683
利益剰余金	65,595	66,114
自己株式	639	641
株主資本合計	105,638	106,155
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	141	213
その他の包括利益累計額合計	141	213
純資産合計	105,779	106,369
負債純資産合計	174,443	177,773

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年5月31日)
売上高	103,180	111,509
売上原価	78,958	84,987
売上総利益	24,221	26,521
販売費及び一般管理費		
宣伝装飾費	1,203	1,447
店舗賃借料	1,569	1,744
ポイント引当金繰入額	1,169	1,069
給料及び手当	7,799	8,967
賞与引当金繰入額	1,070	1,245
退職給付費用	227	269
水道光熱費	1,609	1,838
租税公課	423	474
減価償却費	1,080	1,226
その他	4,658	5,243
販売費及び一般管理費合計	20,812	23,528
営業利益	3,409	2,993
営業外収益		
受取利息	22	23
受取配当金	1	11
業務受託料	104	110
その他	170	238
営業外収益合計	298	384
営業外費用		
支払利息	35	49
その他	30	16
営業外費用合計	65	66
経常利益	3,642	3,310
特別利益		
受取補償金	24	-
その他	-	0
特別利益合計	24	0
特別損失		
固定資産除却損	15	1
役員退職慰労金	0	19
店舗閉鎖損失	7	10
その他	3	1
特別損失合計	26	32
税金等調整前四半期純利益	3,639	3,279
法人税等	1,773	1,604
少数株主損益調整前四半期純利益	1,866	1,674
四半期純利益	1,866	1,674

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年5月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,866	1,674
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	98	72
その他の包括利益合計	98	72
四半期包括利益	1,768	1,747
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,768	1,747
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年5月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	3,639	3,279
減価償却費	1,080	1,226
のれん償却額	148	147
受取利息及び受取配当金	23	35
支払利息	35	49
賞与引当金の増減額(は減少)	1,048	1,219
ポイント引当金の増減額(は減少)	88	84
売上債権の増減額(は増加)	268	416
たな卸資産の増減額(は増加)	159	54
仕入債務の増減額(は減少)	297	3,053
その他	3,171	2,271
小計	9,056	10,656
利息及び配当金の受取額	23	27
利息の支払額	29	43
法人税等の支払額	3,287	3,604
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,763	7,036
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	311	910
差入保証金の差入による支出	65	64
差入保証金の回収による収入	330	319
預り保証金の返還による支出	278	484
預り保証金の受入による収入	31	23
その他	92	12
投資活動によるキャッシュ・フロー	386	1,128
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	460	70
長期借入れによる収入	-	400
長期借入金の返済による支出	836	632
配当金の支払額	954	1,112
その他	62	73
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,313	1,348
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,063	4,559
現金及び現金同等物の期首残高	16,096	18,989
現金及び現金同等物の四半期末残高	19,160	23,548

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成25年3月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年5月31日)
受取補償金	店舗の敷地の一部について、北海道を区分地上権者とする区分地上権設定契約による補償金であります。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年5月31日)
	(百万円)	(百万円)
現金及び預金	20,201	25,740
預入期間が3か月を超える定期預金	1,044	2,196
その他	2	3
現金及び現金同等物	19,160	23,548

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成24年3月1日至平成24年5月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月29日 定時株主総会	普通株式	983	19	平成24年2月29日	平成24年5月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年3月1日至平成25年5月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月23日 定時株主総会	普通株式	1,155	21	平成25年2月28日	平成25年5月24日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成24年3月1日至平成24年5月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント	その他(注)	合計
	小売事業		
売上高			
外部顧客への売上高	102,865	314	103,180
セグメント間の内部売上高又は振替高	189	399	588
計	103,054	713	103,768
セグメント利益	3,917	70	3,988

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、観光事業、ビルメンテナンス事業及び保険代理業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益の金額のと四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	3,917
「その他」の区分の利益	70
のれんの償却額	148
全社費用等(注)	197
四半期連結損益計算書の経常利益	3,642

(注)全社費用等は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第1四半期連結累計期間（自平成25年3月1日至平成25年5月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他（注）	合計
	小売事業		
売上高			
外部顧客への売上高	111,206	303	111,509
セグメント間の内部売上高又は振替高	178	531	710
計	111,385	835	112,220
セグメント利益	3,475	60	3,535

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、観光事業、ビルメンテナンス事業及び保険代理業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益の金額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	3,475
「その他」の区分の利益	60
のれんの償却額	147
全社費用等（注）	77
四半期連結損益計算書の経常利益	3,310

（注）全社費用等は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（企業結合等関係）  
該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 （自平成24年3月1日 至平成24年5月31日）	当第1四半期連結累計期間 （自平成25年3月1日 至平成25年5月31日）
1株当たり四半期純利益金額	36円06銭	30円44銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益金額（百万円）	1,866	1,674
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額（百万円）	1,866	1,674
普通株式の期中平均株式数（株）	51,777,175	55,025,971

（注）潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

当社の連結子会社である㈱ラルズは、公正取引委員会より、平成25年7月3日付で、独占禁止法第2条第9項第5号（優越的地位の濫用）等に該当する行為を行っていたとして、排除措置命令及び12億87百万円の課徴金納付命令を受けました。

なお、当該命令に対しましては、今後その内容を十分に精査し対応を検討してまいりますので、当四半期報告書提出日現在におきまして、今後負担すべき費用の額は合理的に算定される状況にありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年7月12日

株式会社アークス

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 廣瀬 一雄 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂野 健弥 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 板垣 博靖 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アークスの平成25年3月1日から平成26年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アークス及び連結子会社の平成25年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 強調事項

重要な後発事象に、会社の連結子会社である㈱ラルズは、公正取引委員会より、平成25年7月3日付で排除措置命令及び課徴金納付命令を受けているが、当四半期報告書提出日現在において、今後負担すべき費用の額は合理的に算定される状況にない旨記載されている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。